

認定を目指し、両立支援対策の充実を目指す

事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年11月1日 ～ 平成29年12月31日までの3年2ヶ月間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・計画期間中に1人以上取得すること
女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 平成 27年 1月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 平成 27年 1月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会の実施

目標2：育児のための所定外労働の免除を小学校入学前までに延長する。

<対策>

- 平成 26年 11月～ 制度導入
- 平成 27年 1月～ 社内広報誌や説明会による社員への所定外労働免除制度の周知

目標3：平成29年3月までに、年次有給休暇の取得率を50%以上にする。

<対策>

- 平成 27年 3月～ 各部署毎に問題点の検討
- 平成 27年 7月～ 管理職への研修（年2回）及び社内広報誌による社員への周知